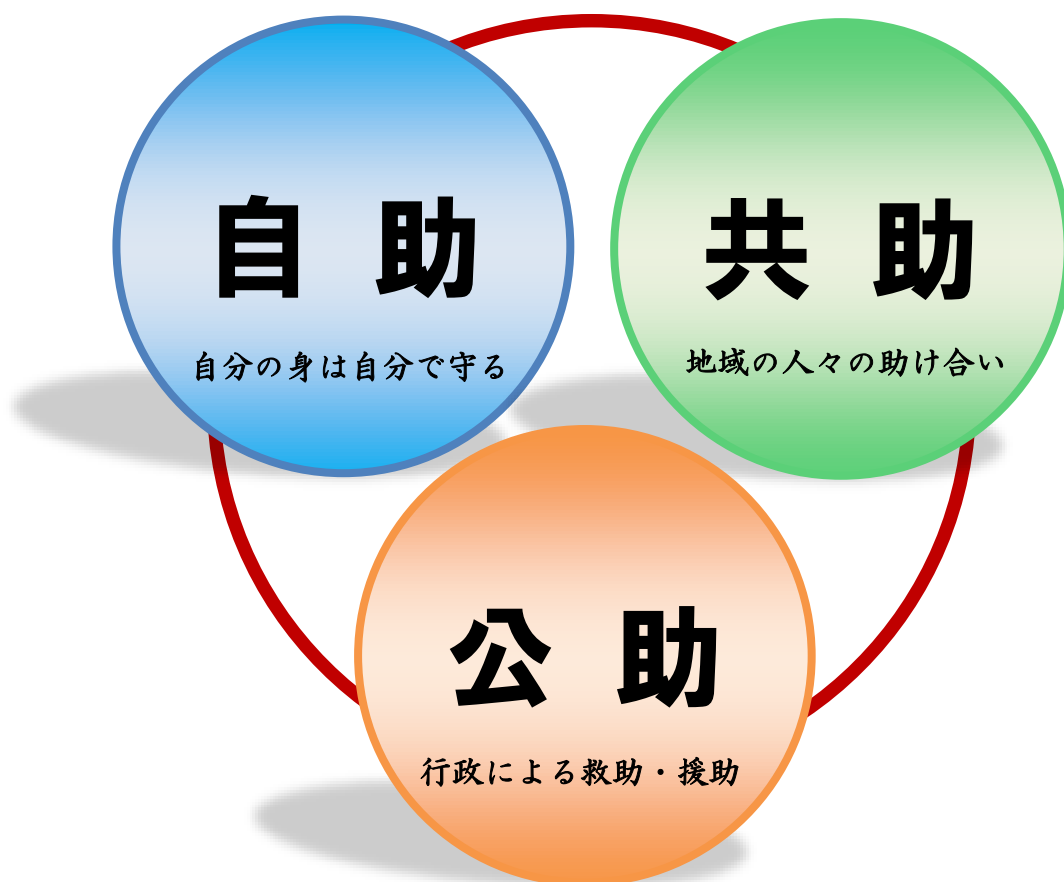


坂出市地域防災計画

総 則

(平成28年4月修正)



坂出市防災会議

第1編 総 則

目 次

第1節	目的	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務，業務の大綱	4
第3節	本市の地勢等の概況	13
第4節	被害想定(風水害)	18
第5節	被害想定(地震・津波)	21
第5－2節	南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第2次報告)および被害想定(第一次報告)(抜粋)	24
第6節	地震・津波防災対策目標	29
第7節	南海トラフ地震の特徴および対応方針	36
第8節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針	38
第9節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	41

第1節 目的

「坂出市地域防災計画」(以下「市計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、坂出市(以下「市」という。)の住民生活に影響を及ぼすおそれのある自然災害および事故災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧に関し、市、香川県(以下「県」という。)、防災関係機関および住民等が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

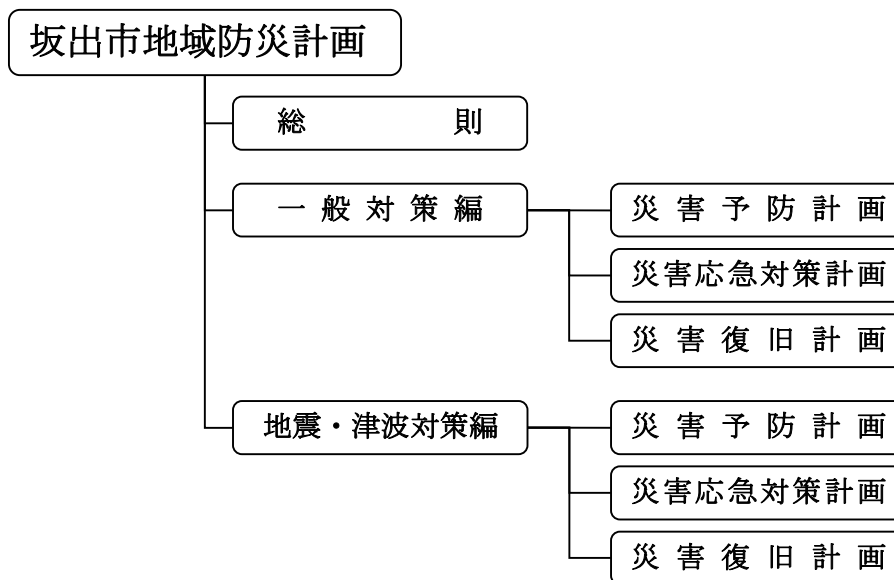
また、市計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものとし、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

1 市計画の構成

災対法第42条の規定に基づき、坂出市防災会議(以下「防災会議」という。)が策定する市計画は、この「総則」のほか「一般対策編」および「地震・津波対策編」の3編で構成する。

総則には、一般対策編、地震・津波対策編の各編共通事項および地震・津波対策の実施に関する目標、南海トラフ地震の特徴および対応方針、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針、津波防災地域づくりの推進に関する対応方針を記載する。

一般対策編および地震・津波対策編は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画を各章としている。



また、項目によっては市が実施する事項以外の県等関係機関の災害予防および災害応急対策、災害復旧計画も併せて記載している。

なお、節ごとに担当する部課等を示すが、記載順については、第2章第1節「活動体制計画」の【別表2】の順に記載している。また、必要に応じて項目ごとに担当する部課室等を記述しているが、主担当以外の部課室を省略している。

2 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法(強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法)第13条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、香川県国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ① 県民の命を守る
- ② 県と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う
- ⑤ 四国の防災拠点の機能を果たす

を踏まえ、この計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 他の計画との関係

市計画は、国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画および「香川県地域防災計画」(以下「県計画」という。)を基準として、共通する計画については県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。特に、県、県警察本部、高松海上保安部(坂出海上保安署)その他関係機関の災害予防、災害応急対策および災害復旧に関しては、県計画から引用するものとする。

水防法(昭和24年法律第193号)第32条第1項に基づく「坂出市水防計画」を変更する場合、および離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第3項に基づく本市に係る「離島振興計画」の案を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

4 災害の想定と防災計画作成の基礎資料

市計画は、県計画において想定された災害、または過去の災害による被害等を基に、本市の気象、地勢、地質、その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し作成した。

5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市、防災関係機関および住民等は、平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め、災害対策の推進体制を整えるものとする。

6 市計画の周知徹底

市計画は、市職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるものとする。

7 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自分で守る「自助」、自らの地域は地域住民が助け合っ
て守る「共助」が特に重要であり、それらが行政による「公助」との連携および協働のもと、
災害の種類や規模に応じて、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせるなど、多様な視
点を反映した防災対策を実践する必要があるため、市計画のうち特に必要と認める事項に
ついては、住民にも広く周知し、住民すべてによる防災対策の推進を図るものとする。その際、災害
時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たと

え被災したとしても人命が失われないことを最重視して対策することが重要である。

また、市は、自らの防災対策の実施状況の定期的な点検・県への報告を通し、取り組むべき課題を明らかにするとともに、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号)に規定される県民防災週間等の機会を捉え、住民等に対し防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

8 市計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議に諮りこれを修正するものとする。なお、軽微な修正についてはこの限りではない。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務，業務の大綱

1 防災関係機関および住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災関係機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災関係機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町および関係機関と連携し、災害に強い県土づくりおよびネットワークづくりに努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市および防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、平常時には地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関および住民等の処理すべき事務または業務の大綱

本市の地域に係る防災に関し、市、住民、自主防災組織、事業者、県およびその他の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 市

処理すべき事務または業務の大綱	
1	地域防災計画の作成および防災会議に関する事務
2	防災に関する組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災知識の普及および防災意識の啓発
5	防災教育の推進
6	自主防災組織の結成促進および育成指導
7	防災に関する施設等の整備および点検
8	災害に関する情報の収集、伝達および広報
9	特別警報の住民への周知

処理すべき事務または業務の大綱	
10	避難準備情報，避難勧告および避難指示の発令ならびに避難所の開設
11	避難行動要支援者の避難支援活動
12	消防，水防その他の応急措置
13	被災者の救助，救護その他保護措置
14	被災した児童・生徒の応急教育
15	被災地の廃棄物処理，防疫その他保健衛生活動の実施
16	緊急輸送等の確保
17	食料，飲料水，医薬品その他物資の確保
18	災害復旧の実施
19	ボランティア活動の支援
20	その他災害の防御または拡大防止のための措置

(2) 住民

処理すべき事務または業務の大綱	
1	自らの防災対策とともに，地域において相互に連携した防災対策を行う。
2	防災訓練および研修に積極的に参加する等して，地震や台風等の自然現象の特徴，予測される被害，災害発生時の備え，災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
3	生活地域における地形，地質，過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
4	避難場所，避難の経路および方法，家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておくよう努める。
5	建築物の所有者は，当該建物について必要な耐震診断を行うとともに，その結果に応じて改修等を行うよう努める。
6	家具，窓ガラス等について，転倒，落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
7	ブロック塀，広告板その他の工作物または自動販売機を設置する者は，当該工作物等の強度等を定期的に点検し，必要に応じて補強，撤去等を行うよう努める。
8	被害拡大防止のため，消火器等を準備しておくよう努める。
9	災害発生に備えて，食料，飲料水，医薬品その他の生活物資を備蓄し，ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
10	高齢者，障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に，避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
11	自主防災組織を結成し，その活動に積極的に参加するよう努める。
12	災害が発生し，または発生のおそれがある場合には，災害に関する情報の収集に努め，必要と判断したときは自主的に避難する。また市等が避難勧告，避難指示または避難準備情報を発令したときは，速やかにこれに応じて行動する。
13	避難の際は，自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(3) 自主防災組織

処理すべき事務または業務の大綱	
1	あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所およびその場所の危険度を確認するよう努める。

処理すべき事務または業務の大綱	
2	避難場所，避難の経路および方法を確認するよう努める。
3	避難経路および避難場所等防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図(ハザードマップ)を作成するよう努める。
4	避難行動要支援者への避難誘導，避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
5	災害時等に地域住民が取るべき行動について，災害発生時・避難途中・避難場所等における行動基準をあらかじめ作成し，周知するよう努める。
6	地域住民の防災意識の啓発および高揚ならびに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
7	地域の実情に応じて，必要となる資機材および物資を備蓄しておくよう努める。
8	市が行う避難情報等の発令基準や，市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し，地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
9	市，事業者，公共的団体，その他関係団体と連携するよう努める。
10	災害発生時，地域における情報の収集および提供，救助，避難誘導等を行う。

(4) 事業者

処理すべき事務または業務の大綱	
1	災害時に備え，来客者・従業員等の安全確保および業務の継続のため，あらかじめ防災対策の責任者および災害時に従業員が取るべき行動等を定め，従業員に対して研修等を行うよう努める。
2	管理する施設を避難場所として使用すること，その他防災対策について，地域住民および自主防災組織等に積極的に協力するよう努める。
3	市および県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
4	災害発生時，来客者・従業員等の安全を確保するとともに，地域住民および自主防災組織と連携した情報収集，提供，救助，避難誘導等を実施する。

(5) 県

処理すべき事務または業務の大綱	
1	県計画の作成および県防災会議に関する事務
2	防災に関する組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災知識の普及および防災意識の啓発
5	防災教育の推進
6	自主防災組織の結成促進および育成指導
7	防災に関する施設等の整備および点検
8	他県，市町および防災関係機関との連絡調整ならびに広域的調整
9	災害に関する情報の収集，伝達および広報
10	特別警報の市町への通報
11	被災者の救助，救護その他保護措置
12	被災した児童・生徒の応急教育
13	被災地の廃棄物処理に必要な措置，防疫・保健衛生活動の実施
14	緊急輸送等の確保

処理すべき事務または業務の大綱	
15	食料，医薬品その他物資の確保
16	交通規制，犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
17	災害復旧の実施
18	ボランティア活動の支援
19	その他災害の防御または拡大防止のための措置

(6) 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
四 国 管 区 警 察 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動および相互援助の指導，調整 2 警察庁および他管区警察局との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察および防災関係機関等からの情報収集および報告連絡 5 警察通信の確保および統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 管区内各県警察への津波警報等の伝達
四 国 総 合 通 信 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整および電波の統制監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策および非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四 国 財 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設および農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保および金融上の措置
四 国 厚 生 支 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助，救急措置等に関する協力および迅速適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全および衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋，失業給付の支給等

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
中 国 四 国 農 政 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備，農地防災事業および地すべり防止対策事業による農地，農業施設等の防護 2 農地保全施設または農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物，農地，農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除，家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地，農業用施設等の応急措置の指導ならびにそれらの災害復旧事業の実施および指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四 国 森 林 管 理 局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山，治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害復旧用木材(国有林)の供給
四 国 経 済 産 業 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係物資について情報収集，円滑な供給の確保 2 被災商工業，鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気，ガス事業に関する応急対策等
中 国 四 国 産 業 保 安 監 督 部 四 国 支 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス，火薬類，液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気，ガス事業に関する応急対策等
四 国 地 方 整 備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川，道路等の防災対策および災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設，海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾および海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送機関，その他関係機関との連絡調整 2 陸上および海上における緊急輸送の確保 3 陸上運送業者，海上運送業者および鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港施設の整備および点検 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保 4 遭難航空機の捜索および救助

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
大 阪 管 区 気 象 台 (高松地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象, 地象, 水象の観測およびその成果の収集, 発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実ならびに予報・通信等の施設及び設備の整備 3 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報および特別警報・警報・注意報, ならびに台風, 大雨, 竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達, ならびに防災機関や報道機関を通じた住民への周知 4 気象庁が発表する緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報 5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予測されるときや災害発生時において, 気象状況の推移やその予想の解説等 7 防災気象情報の理解促進, 防災知識の普及啓発
第 六 管 区 海 上 保 安 本 部 (高松海上保安部) (坂出海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別警報・警報等の伝達, 情報の収集, 海難救助等 2 災害時における人員および物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等, 海上交通の安全確保, 治安の維持 4 航路標識等の整備
中 国 四 国 防 衛 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省(本省)および自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中 国 四 国 地 方 環 境 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供に関すること 2 廃棄物処理施設および災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること

(7) 自衛隊

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
自 衛 隊	<p>災害派遣の実施 (被害状況の把握, 人命の救助, 水防活動, 消防活動, 人員および物資の緊急輸送, 道路または水路の啓開, 応急医療等の実施 通信支援, 炊飯, 給水および入浴の支援, 危険物の除去等)</p>

(8) 指定公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
(独)水資源機構吉野川本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 香川用水の防災対策および災害応急対策の実施

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(独)国立病院機構 中四国ブロック事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における(独)国立病院機構の医療, 災害医療班の編成, 連絡調整ならびに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣, 輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集, 通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画, 災害応急対策計画, 災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四国支社 (高松中央郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物の送達の確保および窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付, 被災者が差し出す郵便物の料金免除, 被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行高松支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 香川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成ならびに医療および助産等の救護の実施 2 輸血用血液の確保供給 3 救援物資の備蓄および供給 4 義援金の募集および配分 5 ボランティア活動の体制整備および支援
日本放送協会 高松放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 予報, 特別警報, 警報, 災害情報, 防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報, 被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高松自動車道の防災対策および災害応急対策の実施
本州四国連絡高速道路 (株)(坂出管理センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 瀬戸中央自動車道の防災対策および災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 列車の運行規制および旅客の避難, 救護の実施 3 災害時における救助物資および避難者の輸送の協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンクモバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
日本通運(株)	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	1 電力施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時における電力の供給確保

(9) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
四国ガス(株)	1 ガス施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
(一社)香川県LPガス協会	1 LPガス施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策ならびに被災施設の応急対策および災害復旧 2 電車の運行規制および旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資および避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理および災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請

(10) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処理すべき事務または業務の大綱
香 川 県 下 水 道 公 社	1 県の下水道の防災対策および災害応急対策の実施
市 内 農 業 協 同 組 合 市 内 漁 業 協 同 組 合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
坂 出 市 商 工 会 議 所	1 関係機関が行う被害調査，融資希望者の取りまとめ，斡旋等の協力 2 物資等の供給確保および物価安定についての協力
市 内 医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
坂 出 市 建 設 業 協 会	1 災害時における障害物の除去，その他応急対策業務
(一社)香川県トラック協会 会 坂 出 支 部	1 災害時における陸上輸送の確保，その他応急対策業務
(福)坂出市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備および支援
市 内 社 会 福 祉 施 設 市 内 学 校 等 の 管 理 者	1 災害時における入所者，生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
坂 出 記 者 ク ラ ブ	1 被害情報，被災者に必要な生活情報等の報道
香川テレビ放送網(株) エフエム・サン(株)	1 災害時における緊急放送
市内危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

第3節 本市の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 地勢等

本市は、県のほぼ中央北側に位置し、総面積は92.46km²で、東西に14.65km、南北に18.20km、海岸線は瀬戸内海沿いに約76kmにおよぶ。市内で最も高い山が高松市との境にある五色台の中の大平山(478.9m)で、次いで丸亀市との境にある城山(462.3m)、飯野山(421.9m)と、400mを超える山はわずかしかなない比較的なだらかな地形である。市街地は、もともと塩田であった場所を海に向かって埋め立てていった場所が多いため、海岸線から市中心部に向かって徐々に低くなっている。また、北には穏やかな瀬戸内海があり、13の島が存在する。

気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく表しており、気候が温暖で降水量が少ない。このため、古くより多くのため池が築かれ、市内に500箇所あるため池は農業用水の貴重な水資源となっている。

(2) 地形、地質

① 山地

本市は、東を五色台の丘陵地、南を城山および飯野山等による丘陵地、西を角山(184.2m)および聖通寺山(116.7m)に囲まれ、それらの山地は、地下のマグマがゆっくりと冷却されてできるといわれる花崗岩類を基礎とし、火山灰が堆積して形成された凝灰岩等の火山砕屑岩類等、火山活動により堆積した讃岐層群でできている。

いずれも他の岩石に比べ風化しやすい、風化が進むともろい、軟弱で河川などの侵食に弱い等の性質があり、どこでも大雨等により大規模な土砂災害が発生する危険性がある。

② 平野部

綾川付近の平野部は、主に綾川の堆積物により形成されたはん濫平野と三角州で構成されるといわれる。基盤岩である花崗岩類の上に、更新世(180～160万年から1万年前)に砂礫等の三豊層群等が厚く堆積している。最終氷期が終了した完新世(1万年前から現在)になると、温暖化により海面が100m程度あがり、陸化していた瀬戸内海にも海水が入ったため、それまで河谷であった部分に綾川由来の土砂が堆積し、砂・シルト(砕屑物)・泥による沖積層を形成した。

坂出港内では、地表面下10m程度までは砂・シルト・粘土の混合層で、N値(地盤の強度等を求める数値)が低く、表層は軟弱な地盤であるといえる。

現在の市街地は、その大部分がかつては海であり、干拓や埋立てによる墾田、塩田築造により徐々に北に広がっていった。文京町・青葉町の辺りは天生年間(1573頃)までは海岸であった。本市は古くから製塩が盛んであったが、慶長年間(1596～1615)に播州赤穂から移住してきた人々が、角山のふもとの寄州を利用し、製塩や農業を始めたのが新浜町である。また元和年間(1615～1624)には、現在の八幡町一丁目から元町一丁目辺りの海面の大寄州を利用し、入浜式塩田を開墾した。その後、その南側にあった塩浜はつぶされ、畑や屋敷となった。谷町もかつては海であったが、この頃に新しい浜として築造され、その後水田になったといわれている。寛永年間(1624～1643)には、高屋町に高屋浜が築造されている。横津町は南北に長く横たわっていた寄州を埋め立てたもので、元禄(1688～1703)始め頃には人家があった。延喜2年(1745)に元町四丁目の南部辺りに塩田が築造された。宝暦・明和(1751～1771)の頃には王越町に木沢浜が築造された。常盤町は天明年間(1787)に埋立てにより墾田された。

文政12年(1829)に久米栄左衛門が大規模な塩田の築造を行い、西大浜から昭和町辺りが形成され、現在の市街地の基礎的な形状ができた。その後も塩田開発のための埋め立て等が繰り返され、番の州地区の埋め立てにより昭和42年に沙弥島と昭和43年に瀬居島と陸続きとなり、ほぼ現在の形状となる。

以上のことから、本市の市街地は地盤としての歴史が非常に浅く、大規模地震発生時には強い揺れが予想されるとともに、揺れによる液状化が危惧される。

③ 河川

河川の形状も現在とは異なる。本市を流れる代表的な河川として、扇状地として本市の中心部を形成した綾川が上げられる。2級河川である綾川は総延長が38km超である。

県内河川の特徴は、流路延長が30km程度と短いうえに、平野部の河川勾配が急(綾川：1/350)である。また、年間雨量も少ない上に蒸発量も多く、なおかつ山地の集水面積が少ないため、河床はほとんどの場合において水無し河原となっている。しかし、一度大雨が降ると一気に水位が増加する。綾川上流にある長柄ダムおよび田万ダムは洪水調整機能を有し、洪水の危険性がある場合はダムにおいて洪水を貯留しながら放流量を調整し、洪水被害を軽減している。下流にある本市内の府中ダムに関しては工業用水専用ダムであるため、原則的に洪水調整機能が無く、貯水量が一定量を超えた場合は、流入量＝放流量となり、上流の綾川町内での降雨量によっては、一気に水位が上昇する危険性がある。

[参考文献]

- * 香川の砂防(香川県)
- * 貝類化石群からみた7,000年前以降の備讃瀬戸南岸域における古海況の変遷
(川村教一(香川県立高松高等学校))
- * おいしい讃岐うどんはどこでできるのか?—讃岐うどん有名店の地形・地質学的条件—
(長谷川修一・野々村敦子・鶴田聖子・山中稔(香川大学工学部))
- * 市町村別地盤の概要解説(関西地下水源開発株式会社ホームページ)
- * 県別地すべりの紹介(社団法人 斜面防災対策技術協会ホームページ)
- * 香川県の工業用地下水源について(村下敏夫, 野間泰二)

[参考資料]

第3章 被害想定図等

(3) 活断層

活断層とは、過去にプレートの歪み等加えられた力に耐え切れず、岩盤が割れてずれることにより地震の震源となった箇所である。現在、本市内では活断層は発見されていない。隣接する丸亀市には活断層の疑いのある岡田断層と上法軍寺断層があるが、県内で著名な断層としては、さぬき市から高松市に至る長尾断層である。

長尾断層は、最新の活動時期が9世紀～16世紀、1つ前の活動は3万年以上前とみられることから、平均活動間隔は概ね3万年程度と推測され、地震の発生確率はほぼ0%とされている。ただし、一度発生すると、その規模はM7.1とみられ、「香川県地震被害想定調査の概要」(平成9年8月 香川県)によると、推定震度は高松市や三木町等で震度7に達するほか、本市でも震度5強～6強と予想されている。

また、中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁—石鎚山脈北縁東部)の最新の活動時期は16世紀とみられ、平均活動間隔は約1,000年～1,600年と推測され、今後30年以内の地震の発生確率はほぼ0%～0.3%とされている。発生時にはその規模はM8.0程度とみられ、長尾断層と同じく本市では震度5強～6強と予想されている。

[参考資料]

第3章 被害想定図等

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、住民基本台帳上で平成27年10月1日現在、55,896人(男性26,224人、女性28,652人)である。人口分布を地区別にみると、東部地区9,043人(10.4%)が最も多く、次いで中央地区6,663人(12.1%)、林田地区6,239人(11.4%)、川津地区5,843人(10.6%)、西部地区5,734人(10.4%)、金山地区5,773人(10.4%)と続く。世代別人口は、15歳未満の人口が市人口に占める割合は11.9%、15～64歳が55.1%、65歳以上が33.0%である。65歳以上の人口の割合は、全国平均の25.9%(平成26年10月1日概算)と比べ7.1ポイント高く、県平均の29.2%(平成26年10月1日現在)と比べても3.8ポイント高くなっている。

(2) 道路

本市の主要な道路としては、本市と本州側の岡山県倉敷市を結ぶ長大橋である瀬戸大橋(瀬戸中央自動車道)と高松自動車道がある。瀬戸中央自動車道は岡山県早島IC(山陽自動車道と連絡)と坂出IC(高松自動車道と連絡)を結ぶ主要路線である。高松自動車道は、東は徳島県鳴門IC、西は愛媛県川之江JCT(松山自動車道および高知自動車道に連絡)に至る重要道路である。本市にはその両道の交わる坂出JCTがある。

本市は県内では唯一本州と道路、鉄道により結ばれていること、また東西南北全ての方向に対しての分岐点であることから、経済の動脈として人の流れ、物の流れに果たす役割は非常に大きい。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年12月17日法律第84号)第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定された番の州地区特別防災区域が存在する。この地区は、本市の北方海域、本土と旧沙弥島、旧瀬居島との間に埋立造成された臨海工業地帯であり、区域総面積4,361,258㎡、第一種事業所4社(コスモ石油株、三菱化学株、四国電力株、ライオンケミカル株)と第二種事業所1社(川崎重工業株)、計5社の特定事業所から構成されている。番の州地区特別防災区域には、平成27年1月1日現在で1,276,566kLの石油、48,765,911Nm³/Dの高圧ガス等が貯蔵、取扱いされている。

3 過去の災害

(1) 風水害

本市では災害が少ないと思われがちであるが、過去から大雨・洪水・高潮による浸水、河川堤防・塩田堤防の決壊等による被害が市内の至る所で記録されている。同じ年に複数の被害が発生したり、安政元年(1854)11月の南海地震の翌年8月には、暴風雨により綾川堤防が決壊し、江尻町や加茂町に被害を与えるなど、災害が続けて発生することもあった。また、干ばつと暴風雨が交互に襲ったり、干ばつであった年にいきなり大雨が降り被害が発生したりと、本市をとりまく自然環境は決してやさしいものではないと考えられる。

最近では、平成16年(2004)に発生した台風16号による高潮、台風23号による洪水・土砂災害は記憶に新しいところであるが、戦後だけでも昭和21年7月(高潮)、25年9月(ジェーン台風)、26年6月(大雨)、同年7月(大雨)、27年7月(大雨)、29年9月(台風13号)、34年9月(伊勢湾台風)、35年7月(大雨)、38年6月(大雨)、40年9月(台風23号、24号)、44年7月(大雨)、45年8月(台風10号)、47年9月(台風20号)、49年7月(大雨)、49年9月(台風16号、18号)、51年9月(台風17号)、54年9月(台風16号)、57年9月(台風19号)、58年9月(台風10号)、62年7月(台風5号)、同年10月(台風19号)、平成2年9月(台風19号)、7年7月(大雨)、9年7月(大雨)、10年9月(台風7号)、16年6月(大雨)、同年8月(大雨)、同年8月(台風16号)、同年9月(台風18号)、同年10月(台風23号)、20年8月(大雨)、同年8月(大雨)、22年6月(大雨)、23年5月(大雨)、同年7月(台風6号)、同

年9月(台風12号)、同年9月(台風15号)、24年6月(台風4号)、25年6月(大雨)、同年9月(大雨)、26年8月(台風12・11号)、同年10月(台風18号)、27年7月(台風11号)と大小の被害が多数発生している。

本市では、道路・護岸等の嵩上げや、排水ポンプの整備等が進んでいるとはいえ、本編第3節1の(1)地勢等で述べたとおり、海岸線の方が高いため雨水等が溜まりやすく、排水能力以上の集中豪雨の場合や、平成16年台風23号のように刈取り後の稲わらのつまり等により排水ポンプの能力が十分に発揮できない場合には内水による浸水被害が心配される。

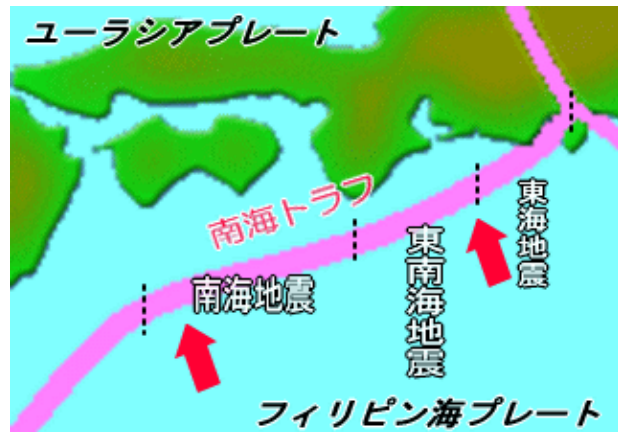
また、1の(2)の③河川で述べたように、綾川、大東川および青海川水系は、普段は流量が少ないが、大雨により短時間で水位が上昇するため、外水による洪水被害が心配される。

毎年6月下旬から7月中旬にかけての梅雨前線の活動や台風の接近・上陸等により、日本各地で豪雨が発生している。また、短時間強雨の発生頻度が増加傾向にあり、地球温暖化による大雨頻度の増加や海水面の上昇、極めて強い台風の発生等が懸念されている。

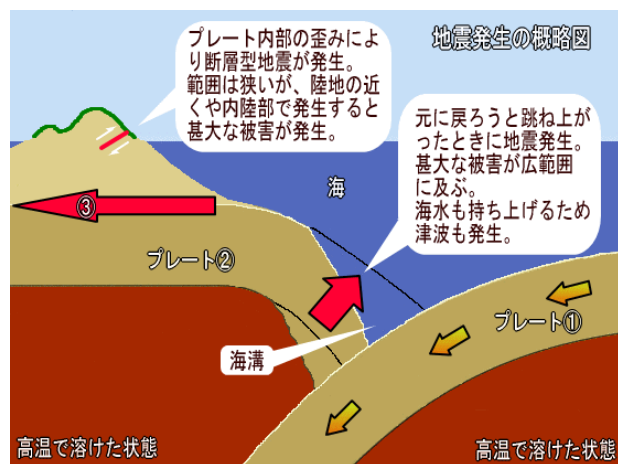
(2) 地震

本編第3節1の(3)活断層で述べたとおり、本市への影響が予想される活断層の平均活動間隔が長いため、過去の地震災害で被害を記録しているのは、宝永(1707)、安政(1854)および昭和(1946)の南海地震である。

南海地震は、紀伊半島南端から四国沖の南海トラフ(海溝)沿いで発生する海溝型地震(プレートの堺を震源とする地震)であり、地球表面のプレートの移動により発生するため、地球が内部まで冷えて固まらない限り、繰り返し必ず発生する巨大地震である。その発生間隔は記録がはっきりしている慶長(1605)地震以降でみた場合、100年から150年間隔、平均114年の間隔で発生している。



慶長地震は東海・東南海・南海地震の3地震が同時に発生したが、津波に関する被害の記録だけで、揺れによる被害の記録は残されていない。地震の規模はM7.9であった。宝永地震は東海・東南海・南海地震の3地震が同時に発生し、地震の規模はM8.6に達した。安政地震は東海・東南海地震同時発生の32時間後に南海地震が発生、地震の規模はM8.4であった。昭和南海地震は昭和東南海地震の2年後に単独で発生し、地震の規模はM8.0であった。東海地震は発生していない。



記録から分かるように、南海トラフ沿いを震源とする3つの地震は、同時やほぼ同時に発生し、それにより地震の規模が大きくなる。マグニチュードが1上がると、地震のエネルギーは約32倍となるので、0.1上がると約1.4倍大きくなる。宝永地震と昭和南海地震のマグニチュードの差は0.6なので、宝永地震のエネルギーは昭和南海地震の $(1.4)^6 = \text{約}8$ 倍であっ

たことになる。

南海トラフで発生する地震は、昭和南海地震発生から既に68年以上が経過していること、および歴史地震から推定すると、地震の規模と次地震までの間隔は比例すると考えられ、昭和の地震の規模が小さかったため比較的早い時期に発生することが予想され、平成26年1月1日現在での今後10年以内のM8～9クラスの地震の発生確率が20%程度、30年以内で70%程度、50年以内で90%程度とされている。また、近年の研究において、南海トラフで発生する地震の震源域、発生間隔などにおいて多様性があり、様々なパターンの地震が発生し得ることが分かってきた。

なお、参考資料2-1「災害年表」には参照元の「坂出市史・年表」に記述がないため津波に関する被害は記載していないが、参考資料2-5「古文書による記録」によると、宝永地震の約45年後の古文書に、高屋浜の塩百姓が売るはずだった塩を津波により失ったらしい記述がある。また、安政地震の際に木沢浦(王越町)で1.0m、浜西(林田町)で1.5mの津波があったとの研究成果もある。

また、ユーラシアプレートはフィリピン海プレートにより押され続けており、プレート内部にもストレスが溜まり続けている。溜まったストレスは、活断層の活動という形で発散されるため、ユーラシアプレートの歪みが大きくなり、南海トラフ地震が近づくにつれ、活断層を震源とする地震が増えてくる。阪神淡路大震災、鳥取県西部地震、芸予地震、能登半島地震、福岡県西方沖地震等はその一環で発生したと考えられており、本市近辺でも地上に表れていないために発見されていない断層の活動により、地震が発生する可能性が無いとは言いきれない。

[参考文献]

- *瀬戸内海の歴史南海地震津波について(山本尚明-防災&環境工学研究所)
- *南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)(地震調査研究推進本部)

[参考資料]

- 第2章 災害に関する記録等

第4節 被害想定(風水害)

1 外水はん濫

河川の堤防を超えて水が溢れる場合、または河川堤防の決壊により水が溢れる場合の、本来河道を流れる水が河道の外に溢れ出すことを外水はん濫という。国および県が綾川、大東川および土器川について、水防法に基づき浸水想定区域を指定し浸水想定区域図を公表している。

(1) 綾川

綾川水系綾川(下流)浸水想定区域図は、県が水防法第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定(平成17年12月)に伴い作成したもので、浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深等が示されている。この浸水想定区域等は、指定時点の綾川の河道の整備状況、長柄ダム・田万ダムの洪水調節施設の状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね70年に1回程度起こる大雨(綾川流域24時間総雨量290mm)が降ったことにより、綾川がはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支派川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等は考慮されておらず、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。綾川の浸水想定図は、はん濫水が広範囲に拡散する拡散型はん濫である。一般に扇状地など低平地面積が広いはん濫原で見られ、破堤部の周辺以外では流速は比較的遅い。

浸水域は、府中町、加茂町、林田町、西庄町、江尻町、神谷町、高屋町、大屋富町におよび、府中町、加茂町、林田町、西庄町、高屋町に浸水深が2～5mと予想される区域がある。浸水想定区域内には、府中小学校、加茂小学校、林田小学校、西庄小学校および白峰中学校の5箇所の指定避難所があるため、決壊が予想される場合等は、避難所である体育館ではなく、校舎の2階以上に避難させる、またはあらかじめ浸水想定区域外の避難所へ避難する等の対策が必要である。

(2) 大東川

大東川水系大東川浸水想定区域図は、県が水防法第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定(平成19年12月)に伴い作成したもので、浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に、想定される水深等が示されている。この浸水想定区域等は、指定時点の大東川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね50年に1回程度起こる大雨(大東川流域1日間総雨量336mm、ピーク時が1時間に65.4mmとなる降雨)が降ったことにより、大東川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。なお、このシミュレーションの実施に当たっては、大東川本川によるはん濫のみが考慮されており、中大東川や沖川等の支派川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等は考慮されていないので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

大東川の浸水想定図は、流下型はん濫である。一般的に谷底平野などのはん濫原勾配の大きいまたは平地面積が小さいはん濫原で見られ、高水深、高流速ではん濫水が流下する場合が多く、家屋が流出するほどの大きなエネルギーが発生する可能性がある。つまり、浸水深が浅い場所でも速い流れに足を取られる可能性があるため、はん濫が予想される場合には、川津町においては一刻も早く浸水想定区域から離れることが重要である。

(3) 土器川

土器川水系土器川浸水想定区域図は、国土交通省四国地方整備局香川工事事務所(当時)が水防法第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定(平成13年8月)に伴い作成したもので、浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深等が示されている。

浸水想定区域等は、指定時点の河川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨(土器川流域の1日間総雨量325mm)が降ったことにより、河川が堤防決壊等によりはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。なお、このシミュレーションに当たっては、支川のはん濫、想定を越える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮されていないので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。土器川堤防の決壊により丸亀市飯山町に溢れた水が土地の高低差により飯野山の南東から東側を通り、大東川流域を流下するため川津町において浸水想定されている。

土器川の浸水想定図は、はん濫水が広範囲に拡散する拡散型はん濫であり、流速は遅いと考えられるが、この状況では大東川流域にも相当量の降雨が予想される。また、大東川のはん濫と併せた浸水想定がされていないため予想は困難であるが、川津町では流下型はん濫となり流速が速い可能性がある。

[参考資料]

第3章 被害想定図等

2 内水はん濫

河道の中を流れる水が溢れることが外水はん濫と呼ばれるのに対し、堤防で守られた内側で排水が十分に機能せず堤防の無い小規模な河川や側溝等から水が溢れ低地に溜まることを内水はん濫と呼ぶ。内水はん濫の浸水区域の予想は困難であるが、平成16年台風23号による浸水被害はその大部分が内水はん濫であったと考えられることから、その浸水区域を参考とすることは可能であると思われる。流速は遅いが、外水はん濫よりも早く発生し、道と河川・側溝等との境を分かりにくくする。また、道路上に落ちているものを見づらくするため、避難の際には十分な注意を要する。夜間で街灯の無い暗い地区で、外水はん濫等他の危険が無い場合は無理に避難をせず、自宅の2階等高所であることも重要である。

なお、本市においては、夏から秋にかけての発生が多い雷雨等に伴い10分雨量が10mm程度に達した場合は、強い降雨の継続時間や側溝等の清掃状況にもよるが、排水能力が追いつかず、側溝等から水が溢れ始める場合があるため、雷注意報に大雨・洪水注意報が追加発表された場合等、強い雨雲の接近が予想される場合は、インターネットの防災関連ページの雨雲レーダーにより、強い雨雲の移動履歴および今後の予想を監視する等の警戒が必要である。

[参考資料]

第2章 災害に関する記録等

3 土砂災害・山地災害

土砂災害の危険箇所を示すものとしては、県が作成した土石流危険渓流、地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所を示した土砂災害危険箇所図があり、山地災害の危険箇所を示すものとしては、県が作成した山腹崩壊危険地区および崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区図がある。土砂災害危険箇所に関しては国土交通省が、山地災害危険地区に関しては林野庁がそれぞれの基準により指定しているもので、明確な区分が無く同じような区域をそれぞれが指定している場合がある。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、平成23年1月に土砂災害の恐れがある区域を土砂災害警戒区域(イエロー)に指定した。その後の再調査に基づき、平成25年12月には、建物が破壊され住民に大きな被害が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域(レッド)を指定するとともに、土砂災害警戒区域(イエロー)、平成27年12月には土砂災害警戒区域(地すべり・イエロー)を新たに指定した。

土砂災害等に関しては、発生してから避難することは非常に困難であるため、気象情報等に注意して早めに避難することが重要である。また、住民から前兆現象を発見した旨の通報があった場合は即避難するよう促すことも重要である。

[参考資料]

第3章 被害想定図等

4 高潮

高潮の浸水区域の予想は困難であるが、平成16年台風16号による浸水区域を参考とすることは可能であると思われる。

この台風による高潮は、台風により周防灘付近に吹き寄せられた海水がその後台風の移動とともに西よりの風への変化により次第に大阪湾まで吹き寄せられていった。また、台風による水面の吸い上げ効果により台風の接近に伴い海面も上昇したが、尾道-今治間の島嶼部により狭くなった区域で流れを妨げられたため、最低気圧時(20:00, 978.1hPa。この前後が最低気圧と推定)より2時間程遅れて発生した吸い上げ効果のピークと吹き寄せ効果のピークの時間帯が重なって最大の潮位偏差(22:10頃1.42m:坂出港推定)が発生したと思われる。その後、翌0:00の満潮に向かって潮位が上昇を続け最高潮位(23:13標高2.7m:坂出港)を記録した。

今後も同様の高潮の発生が予想されるが、もし暴風による高波をともなって高潮が発生した場合は流速が早くなり漂流物が多くなるため、早めの避難が重要で、避難が遅れた場合は近くの堅牢な建物の2階以上へ避難し漂流物の衝突に注意する必要がある。

[参考文献]

2004年の台風16号(Chaba)による瀬戸内海における高潮の発生メカニズム(日本気象学会)

[参考資料]

第2章 災害に関する記録等

第5節 被害想定(地震・津波)

県は、東日本大震災を踏まえて国が実施した南海トラフの巨大地震の被害想定 の推計で得られた最新の科学的知見やデータを検証し、本県の地域の事情を踏まえた地震・津波の被害想定の見直しを進めており、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位および浸水域等の推計結果を、同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、地震発生直後の人的・物的被害予測を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間経過による被害推移を示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位および浸水域等の推計を見直し、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

1 前提条件

本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフで発生する地震）2ケースと活断層による直下型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

2 想定地震

① 想定地震1：南海トラフで発生する地震（最大クラスのもの）

本県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね90～150年ごとに繰り返し発生している。（最近では、昭和21年（1946年）にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生）南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。

② 想定地震2：南海トラフで発生する地震（発生頻度の高いもの）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、①の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）で発生する地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。

④ 想定地震4：長尾断層で発生する地震

長尾断層は、さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすものと予想されることから想定地震とした。

3 地震動予測結果

① 想定地震1：南海トラフで発生する地震（最大クラスのもの）

- ・ 県内の震度は、5強～7になると予測され、坂出市では、5強～6強と予想された。
- ・ 平野部を中心に広い範囲で震度6弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度6強が出現する傾

向にあり、観音寺市、東かがわ市および三豊市のごく一部で震度7と予測された。

② 想定地震2：南海トラフで発生する地震（発生頻度の高いもの）

- ・県内の震度は、4～6弱になると予測され、坂出市では、5弱～5強と予想された。
- ・島嶼部（小豆島）の一部で震度4、島嶼部・山地および中讃で震度5弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が出現する傾向にあり、観音寺市、さぬき市および東かがわ市などのごく一部で震度6弱が予測された。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）で発生する地震

- ・県内の震度は、4～7になると予測され、坂出市では、5弱～6強と予想された。
- ・中央構造線に近い観音寺市、東かがわ市および三豊市のごく一部で震度7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度6強、県東部から西部の広い範囲で震度5強～6弱、島嶼部等で震度5弱、島嶼部の一部で震度4と予想された。

④ 想定地震4：長尾断層で発生する地震

- ・県内の震度は、4～6強になると予測され、坂出市では、4～6弱と予想された。
- ・長尾断層に近い高松市、三木町およびさぬき市などのごく一部で震度6強、高松市から東讃にかけて震度6弱、その他の地域では震度4～5弱が出現する傾向にある。

4 津波予測結果

① 想定地震1：南海トラフで発生する地震（最大クラスのもの）

・地震発生直後の海面に±20cmの変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分であり、坂出港（中央埠頭地区）においては、約13分後となった。これは、初期地盤沈下量が大きいため、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。

・県内の主要な港での最高津波波高は、約0.5～2.1mとなった。

・市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.8～3.8mとなり、高松市、観音寺市など県内8市町で3mを越える。坂出市での最高津波水位は、約2.8mとなった。

・浸水面積は、香川県全体で約69.8km²であり、この内浸水深1m未満が約44.2km²、浸水深1～2mが約19.7km²、浸水深2m以上が約5.9km²である。市町別では、市域が広い高松市が約17km²と最も大きく、次いで坂出市の約11km²、三豊市、観音寺市となっている。浸水深1m以上の面積で見ると、高松市が約4.6km²と大きく、次いで三豊市となっている。

② 想定地震2：南海トラフで発生する地震（発生頻度の高いもの）

・市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.0～2.9mとなった。2.9mとなったのは、高松市およびさぬき市であり、坂出市は2.6mとなった。

・浸水面積は、香川県全体で約20.9km²であり、このうち、浸水深1m未満が約15.0km²、浸水深1～2mが約5.4km²、浸水深2m以上が約0.5km²である。市町別では、三豊市が約4.6km²と最も大きく、次いで高松市の約4.0km²、観音寺市、坂出市となっている。浸水深1m以上の面積で見ると、三豊市が約1.8km²と大きく、次いで観音寺市となっている。

5 被害予測結果

第二次公表によると、南海トラフ地震（最大クラス）による香川県での死者は6,200人、負傷者は19,000人、避難者は199,000人と予測され、坂出市では、死者290人、負傷者840人、避難者は21,400人と予測された。

また、物的被害として、香川県で全壊・焼失する建物が35,000棟、上水道の断水率78%、停電率は99%と予測され、坂出市では、全壊・焼失する建物が1,500棟、人口の78%にあたる43,000人が断水し、97%にあたる32,000軒が停電すると予測された。

① 想定地震1：南海トラフの地震（最大クラス）

- ・県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、35,000棟であった。
- ・全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で5,000棟以上、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で1,000棟以上となっており、揺れによる全壊棟数は観音寺市で5,000棟以上、高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、多度津町で1,000棟以上と予測された。
- ・津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で300棟以上、地震火災による焼失棟数は観音寺市、東かがわ市、三豊市で1,000棟以上と予測された。
- ・県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は6,200人、負傷者数は19,000人であった。
- ・死者数は、高松市、丸亀市、さぬき市で1,000人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で1,000人以上と予測された。なお、津波による死者数は全体の7割を占め、丸亀市、さぬき市で1,000人以上と予測された。

② 想定地震2：南海トラフの地震（発生頻度の高い）

- ・県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,300棟であった。
- ・全壊棟数は、高松市で840棟、東かがわ市で420棟、さぬき市、坂出市、三豊市、観音寺市で100棟以上と予測された。
- ・県全体での人的被害が最も多くなる夏12時での死者数は120人、冬深夜での負傷者数は1,200人であった。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

- ・県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、30,000棟であった。
- ・全壊棟数は、高松市で6,800棟、観音寺市で9,100棟、東かがわ市、三豊市で4,000棟以上と予測された。
- ・県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は1,400人、負傷者数は12,000人であった。
- ・死者数は、高松市で330人、観音寺市で460人、東かがわ市で240人、三豊市で200人と予測された。

④ 想定地震4：長尾断層の地震

- ・県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,000棟であった。
- ・全壊棟数は、高松市で1,200棟、坂出市、東かがわ市、三木町で100棟以上と予測された。
- ・県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は40人、負傷者数は1,300人であった。

【想定被害結果総括表：県全域】

	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
	(最大クラス)	(発生頻度の高いもの)		
全壊・焼失棟数	35,000棟	2,300棟	30,000棟	2,000棟
死者数	6,200人	120人(夏12時)	1,400人	40人
負傷者数	19,000人	1,200人	12,000人	1,300人
断水人口(断水率)	763,000人(78%)	226,000人(23%)	622,000人(63%)	205,000人(21%)
停電軒数(停電率)	587,000軒(99%)	88,000軒(15%)	486,000軒(82%)	153,000軒(26%)
避難者(避難所)	119,000人	35,000人	39,000人	3,700人
避難者(避難所外)	80,000人	24,000人	26,000人	2,500人
直接経済被害額	3兆4,000億円	3,600億円	2兆1,300億円	3,700億円

【想定被害結果総括表：坂出市】

	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
	(最大クラス)	(発生頻度の高いもの)		
全壊・焼失棟数	1,500 棟	190 棟	810 棟	170 棟
死者数	290 人	わずか	20 人	わずか
負傷者数	840 人	30 人	430 人	60 人
断水人口(断水率)	43,000 人(78%)	9,000 人(17%)	33,000 人(61%)	11,000 人(20%)
停電軒数(停電率)	32,000 軒(97%)	120 軒(わずか)	26,000 軒(79%)	8,400 軒(25%)
避難者(避難所)	13,000 人	3,900 人	1,500 人	270 人
避難者(避難所外)	8,400 人	2,600 人	980 人	180 人
浸水面積(1cm以上)	1,101ha	205ha		

6 減災効果

- 全ての建物の耐震化を実施
- 家具類の転倒・落下防止対策を実施
- 津波避難の迅速化

	避難行動別の避難者比率		
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない(用事後避難)	切迫避難*あるいは 避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

※ 出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」
(中央防災会議)より抜粋

※ 切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

① 建物の耐震化

県内の住宅の耐震化率は、約76%（平成23年10月現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約11分の1に、それに伴う死者数は約15分の1に軽減される。

② 家具類の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約13%（平成24年10月県政世論調査）となっている。この実施率を100%にすることで、死傷者数は約4分の1に軽減される。

③ 津波避難の迅速化

地震発生後、すぐに避難する県民が100%になれば、死者数は、約23分の1に軽減される。

④ 直接経済被害額の軽減

建物の耐震化率が100%となれば、直接経済被害額は、約2分の1に軽減される。

第5-2節 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)および被害想定(第一次報告)(抜粋)

平成24年3月31日に、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」から南海トラフによる最大クラスの震度分布・津波高(50mメッシュ)の推計結果が、平成24年8月29日に、津波高(10mメッシュ)・浸水域等の推計結果(第二次報告)、および中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」から建物被害、人的被害の推計結果(第一次報告)が公表された。

1 「最大クラスの地震・津波」への対応の基本的考え方

(1) 最大クラスの地震・津波の性格

ア 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したものである。

イ この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

(2) 「最大クラスの津波」をどのように受け止めるべきか

ア 南海トラフにおいて次に発生する地震・津波が、今回示される「最大クラスの地震・津波」であるというものではない。

イ 東日本大震災の教訓から、命を守ることを最優先として、この最大クラスの津波への対応を目指す必要がある。

ウ しかしながら、この地震・津波の発生頻度は極めて低いものであり、過度に心配することも問題である。最大クラスの津波の高さや津波到達時間が、実際に避難するに当たって厳しいものであるからといって、避難をはじめから諦めることは、最も避けなければならない。なぜなら、最大クラスの津波に比べて規模が小さい津波が発生する可能性が高いにもかかわらず、避難を諦めることで、助かる命を落としかねない。

エ これまで取り組んできた避難訓練などが無意味になるものではなく、条件が厳しくなったと受け止め、「非常に大きな津波が起こりうるということ」を念頭に置き、「強い揺れが起きたら逃げる」ということを一人ひとりがしっかりと認識する必要がある。

(3) 津波対策

中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ中間報告」において、次に事項が取りまとめられた。

- ・素早い避難は最も有効かつ重要な津波対策であること。
- ・津波による人的被害を軽減するためには、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること。
- ・その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は全て素早い避難の確保を後押しする対策として位置付けるべきものであることとされているところである。国および関係公共団体等は、最大クラスの地震・津波に対して被害を減ずるため、これらの報告で示された地震・津波対策を速やかに具体化し、推進する必要がある。

主な津波対策を以下に示す。

ア 「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら避難」を徹底する。

イ 津波避難に関する多様な情報伝達手段を整備する。

ウ 海岸堤防等は、施設の効果が粘り強く発揮できるよう整備を図る。

- エ 避難場所・避難施設，避難路・避難階段，津波避難ビルなど，安全な避難空間の確保を図る。
- オ 施設の配置見直し，住居等の高台移転，土地利用計画の策定など，津波に強い地域構造を構築する。
- カ 津波避難に関する新たな施設・装備等の技術開発を促進する。
- キ 地震・津波を検知する観測網を整備するとともに，地震発生予測も含めた調査研究を推進する。

2 香川県内の津波高・浸水域等(第二次報告)

(1) 市町別最大津波水位(満潮位・地殻変動考慮)

	H24年8月29日公表		H24年3月31日公表
	最大津波水位(m)	平均津波水位(m)	最大クラス(m)
高松市	4	3	4.5
丸亀市	3	3	3.2
坂出市	4	3	3.3
観音寺市	4	4	3.5
さぬき市	5	3	4.6
東かがわ市	3	3	3.9
三豊市	4	4	3.8
土庄町	3	3	3.7
小豆島町	4	3	4.0
直島町	3	3	3.3
宇多津町	3	3	3.1
多度津町	4	3	3.6

*平均津波水位とは，市町全域での平均値である。

(2) 市町別浸水面積(最大ケース)

	H24年8月29日公表 浸水面積(ha)	H17年 県想定2連動(ha)
高松市	690	1,864
丸亀市	190	324
坂出市	810	1,116
観音寺市	200	289
さぬき市	290	380
東かがわ市	90	83
三豊市	220	513
土庄町	60	155
小豆島町	110	159
直島町	90	35
宇多津町	10未満	29
多度津町	40	252
計	2,790	5,199

*浸水深 1cm以上

(3) 市町別最大震度(震度分布のうち最大のもの)

	H24年8月29日公表 最大クラス	H24年3月31日公表 最大クラス	H17年 県想定
高 松 市	6 強	6 強	6 強
丸 亀 市	6 強	6 強	6 弱
坂 出 市	6 強	6 強	6 弱
善 通 寺 市	6 強	6 強	6 弱
観 音 寺 市	7	7	6 弱
さ ん ぎ 市	6 強	6 強	6 弱
東 か が わ 市	7	7	6 強
三 豊 市	7	7	6 弱
土 庄 町	6 強	6 強	6 弱
小 豆 島 町	6 強	6 強	6 弱
三 木 町	6 強	6 強	6 強
直 島 町	6 弱	6 弱	6 弱
宇 多 津 町	6 強	6 強	6 弱
綾 川 町	6 弱	6 弱	6 弱
琴 平 町	6 弱	6 弱	6 弱
多 度 津 町	6 強	6 強	6 弱
ま ん の う 町	6 強	6 強	6 弱

(4) 主な留意点について

- ア 今回推計した震度分布・津波高・浸水域は、国の広域的な防災対策の立案や応援計画等
を検討するための基礎資料とすることを目的としたマクロ的な推計である。
- イ 地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、今回推計した震度分
布・津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得るこ
とに留意する必要がある。
- ウ 今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討した
ものであり、より安全性に配慮する必要のある個別重要施設については、個別の設計基準
等に基づいた津波の推計が必要である。

3 香川県内の被害想定(第一次報告) [四国が大きく被災するケース]

(1) 全壊および焼失棟数

	最小被害	最大被害	県想定(H17)
国 全 体	約940,000棟	約2,364,000棟	—
香 川 県	約8,100棟	約55,000棟	4,596棟
ケ ー ス	地震動(基本ケース) 津波(ケース4)	地震動(陸側ケース) 津波(ケース4)	南海地震
シ ー ン	冬季 深夜	冬季 夕方	冬季 夕方
風 速	平均風速	風速8m/s	—

(2) 死者数

	最小被害	最大被害	県想定(H17)
国 全 体	約32,000人	約226,000人	—
香 川 県	約90人	約3,500人	188人
ケ ー ス	地震動(基本ケース) 津波(ケース4)	地震動(陸側ケース) 津波(ケース4)	南海地震
シ ー ン	夏季 昼間	冬季 深夜	冬季 夕方
風 速	風速8m/s, 平均風速	風速8m/s	—
避 難 開 始 時 期	避難開始率 高い	避難開始率 低い	—

(3) 主な留意点について

ア 今回の被害想定は、阪神淡路大震災や東日本大震災等の大きな地震による被害状況等を踏まえて検討してきた手法により推計を行ったものであるが、各項目の被害想定手法は必ずしも確立されたものではなく、東日本大震災の被害状況についても十分に検証できていない。今後、東日本大震災等の検証作業を進めることと併せ、被害想定手法についても不断の点検・見直しを行い、必要に応じて修正すべきものである。

イ また、今回は、主として広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害の想定を行ったものであり、今後、各地方公共団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要がある。

第6節 地震・津波防災対策目標

平成19年3月 策定

平成28年4月 修正

(香川県地域防災計画抜粋)

1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、本県の地震・津波防災対策の目標と対策をとりまとめたものである。また、こうした減災は、県民・市町・県の連携と協働があって、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。なお、この目標は、平成19年3月に策定したものであり、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

2 背景

○ 大規模地震発生の切迫性

本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70%程度(平成27年1月1日現在)と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

○ 県民・市町・県の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、県民・市町・県が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。県も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、県の防災対策の数値目標を定め公表することとしている(香川県防災対策基本条例第46条)。

3 位置づけ

この目標は、「地震防災対策の実施に関する目標」(地震防災対策特別措置法第1条の2)であり、「県の防災対策の数値目標」(香川県防災対策基本条例第46条)の地震・津波対策部分を構成するものである。

4 想定される被害と対応

本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害軽減のためには、強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震に強い地域づくりを行う必要がある。

【強い揺れに対する備え】

○ 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生のものであり、出火・延焼、避難者発生のものであり、想定されている。

また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大のものであり、建物の倒壊防止対策を

進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止、ガラス落下防止等の対策を講じる必要がある。

- 火災対策
建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。
- 斜面崩壊対策
新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。
- 液状化対策
埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。
- 老朽ため池対策
ため池のほとんどが築造後200～300年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため老朽ため池の整備が必要である。
- ライフライン、公共施設の耐震化
県民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- 津波ハザードマップの作成促進
津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その作成を促進する必要がある。
- 津波避難計画の作成促進
津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域毎に避難計画を作成する必要がある。
- 海岸保全施設の整備
「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港でT.P. +2.9mの津波が予測されるなど、県下全域において浸水被害が発生すると想定されている。このことから、津波・高潮からの県民の生命・財産を守るため、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。
しかし、施設整備が必要な海岸線が長く、その全てを整備するためには膨大な費用と長い期間がかかる。また、整備を行う対象津波については、「L1 津波」を対象としており、ハード面だけで安全を確保することは困難であることから、避難場所や緊急避難場所の指定をはじめ、津波ハザードマップの作成や、避難路の安全対策などハード・ソフトを合わせた総合的な地震・津波対策を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発
一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え(食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など)、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。
- 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

○ 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

○ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

○ 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が、時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

5 被害軽減の目標(減災目標)

今後10年間(平成27年度まで)で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

6 減災を実現するための目標と対策

人的・物的被害の軽減につながる具体目標(数値目標または定性目標)と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

○ 防災拠点施設の耐震化率を平成27年度までに100%にする。(平成18年度63%)

・ 県有施設耐震改修等基本方針に基づき防災拠点施設の計画的な耐震化を推進(県危機管理総局)

○ 住宅の耐震化率を平成27年度までに90%にする。(平成18年度64%、平成20年72%)

・ 市町と連携した補助制度の活用やパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催などの啓発により住宅の耐震診断・改修を促進(県土木部)

○ 家具、自動販売機等の転倒、ブロック塀等の倒壊、ガラスの落下・飛散等を防止する。

・ 市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進(県危機管理総局、土木部)

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

○ 地震発生時に水道水の流出を防ぐ緊急遮断装置設置数を平成27年度までに、65箇所(平成17年度26箇所、平成22年度59箇所)にする。

・ 市町による緊急遮断装置設置を促進(県政策部)。

○ 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を平成23年度末までに100%にする(平成17年度87%、平成22年度97%)。

・ 緊急輸送路の橋梁の耐震化を推進(県土木部)

◇ 土砂災害の防止

○ ハザードマップ(土砂災害)を整備する。

・ 土砂災害危険箇所図を作成、配布(県環境森林部、土木部)

○ 山地災害危険地区に対する治山事業の着手率を平成27年度までに40%とする(平成17年度末38%、平成22年度末37%)。

- ・森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備(県環境森林部)
- 土石流危険渓流の砂防施設整備の着手率を平成27年度までに35.3%にする(平成17年度末27.5%,平成22年度末31.5%)。
 - ・砂防事業を実施(県土木部)
- 地すべり防止施設要整備箇所に係る地すべり防止施設整備の着手率を平成27年度までに20.8%にする(平成17年度末14.5%,平成22年度末18.4%)。
 - ・地すべり対策事業を実施(県土木部)
- 急傾斜地崩壊防止施設要整備箇所に係る急傾斜地崩壊防止施設整備の着手率を平成27年度までに96.6%にする(平成17年度末83.4%,平成22年度末91.9%)。
 - ・急傾斜地崩壊対策事業を実施(県土木部)
- 平成29年度までに3,529箇所のため池整備(全面改修)を目指す(平成24年度末3,359箇所)。
 - ・老朽ため池の整備を推進(県農政水産部)
- 液状化災害を予防する。
 - ・液状化危険予測図を作成,周知(県危機管理総局)

II 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 県が公表した被害想定の見直しを踏まえ,沿岸を有する市町において,津波避難計画を速やかに作成・見直しを行う。
 - ・作成マニュアルの見直し・配布,助言など市町津波避難計画作成を支援(県危機管理総局)
- 県が公表した被害想定の見直しを踏まえ,沿岸を有する市町において,津波ハザードマップを速やかに作成・見直しを行う。
 - ・津波浸水予測図の公表,助言など市町による津波ハザードマップ作成を支援(県危機管理総局)

◇ 海岸保全施設の整備

- 地震・津波対策のための要整備延長約187キロメートルのうち平成31年度までに緊急度の高い約32キロメートルを整備する。
 - ・「香川県地震・津波対策海岸堤防整備計画」に基づき,整備有線度の高い箇所から,計画的に海岸保全施設等の整備を行うよう努める。

III 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震,津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。
 - ・防災啓発パンフレットを作成,配布等(県危機管理総局)
 - ・津波・高潮・洪水・土砂災害ハザードマップ作成を促進(県危機管理総局,土木部,環境森林部)
 - ・学校における防災教育を推進(県危機管理総局,教育委員会)
 - ・自治会等へ県職員が訪問し防災対策を説明する県政出前懇談会を開催(県危機管理総局)
 - ・災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営(県危機管理総局)

◇ 自主防災活動の促進・強化

- 自主防災組織の活動カバー率を平成27年度までに80%にする(平成17年度現在55.2%、平成22年度現在71.1%)。
 - ・自主防災組織による実践的な防災訓練の充実, 必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援(県危機管理総局)
 - ・自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催(県危機管理総局)
- ◇ 事業所と地域との連携
 - 事業所と地域の連携を深める。
 - ・大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討(県商工労働部)
- ◇ 避難行動要支援者への対応
 - 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。
 - ・避難行動要支援者支援体制を検討(県危機管理総局, 健康福祉部)
- ◇ 複合災害の防止
 - 土砂災害の防止(再掲)
 - 海岸保全設備の整備(再掲)

7 県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み

【住民等】

(住民)

- 地域の危険度を知り, 自助の備えをしておく。
 - ・地震津波の特徴を知り, それに対する備えとそれに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
 - ・住宅等の耐震対策(耐震補強, 家具の転倒防止対策等)
 - ・初期消火に必要な用具の準備
 - ・情報収集手段(ラジオ等)の準備
 - ・最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
 - ・家族間での情報の共有と確認(避難場所, 連絡方法等)
 - ・自主防災組織の結成
 - ・防災訓練への参加

(自主防災組織等)

- 自宅周辺や地域の危険度を知り, 「共助」の備えをしておく。
 - ・地理的状況を把握した上で, 災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
 - ・災害の態様に応じた安全な避難所・避難路・避難方法等の確認
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域住民の間での情報の共有と確認
 - ・防災訓練の実施
 - ・市町との連携強化

【市町】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・地域防災計画の修正
 - ・南海トラフ地震防災対策推進計画の修正・職員研修, 防災訓練の実施
 - ・災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発
 - ・住民の防災意識の啓発・高揚
 - ・学校での防災教育の推進

- ・災害危険情報の提供
- ・ハザードマップの作成・普及
- ・自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達(主として住民へ)体制の整備
 - ・災害状況, 住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・市町防災行政無線システム等の整備充実
- 避難対策の整備
 - ・避難行動要支援者(独り暮らし, 高齢世帯, 障がい者等)も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・避難すべき区域や避難勧告等の判断基準の作成
 - ・災害の態様および要配慮者への実情に応じた避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
 - ・住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
 - ・避難行動要支援者の把握と関係部局間, 自主防災組織, 福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
 - ・食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
 - ・救護病院の指定など医療救護体制の整備
 - ・救助用資機材等の整備充実
 - ・消防力の充実強化
 - ・他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備
 - ・計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

【 県 】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・地域防災計画の修正
 - ・南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・職員研修, 防災訓練の実施
 - ・災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発
 - ・災害の特性や住民がとるべき行動についての啓発資材・教材の作成
 - ・県政出前懇談会の実施
 - ・住宅耐震化に係る県民向けセミナーや技術者向け講習会の開催
 - ・災害体験施設の提供(防災センター)
 - ・災害危険情報の提供(津波浸水予測図や急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険溪流・地すべり危険箇所の公表, 土砂災害危険区域等の指定)
 - ・自主防災組織の結成促進の支援や自主防災組織リーダーの育成
- 災害時の情報の収集・伝達(主として市町への)体制の整備
 - ・防災情報員制度の整備
 - ・県防災行政無線システム, 防災情報システム, 震度情報システム, ヘリテレ情報システム等の整備充実
 - ・防災ヘリの整備充実

- 避難対策の整備についての市町への指導・支援
 - ・津波避難計画策定指針の作成
 - ・災害時の情報伝達手段の整備支援(避難情報伝達システムの構築の支援)
- 広域救助対策の整備と市町への指導・支援
 - ・備蓄対策の全体調整と補充備蓄
 - ・広域救護病院の指定や医薬品等の確保体制など医療救護体制の整備
 - ・警察救出救助用資機材等の整備充実
 - ・緊急輸送路(道路, 港湾, 空港等)の指定
 - ・関係業界・団体との協力協定
 - ・市町間の応援調整
 - ・自衛隊との派遣協定, 他県との広域連携協定
 - ・防災へりの整備充実
- 災害に備えた公共施設の点検・整備
 - ・計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

第7節 南海トラフ地震の特徴および対応方針

(香川県地域防災計画抜粋)

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、県は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

県および市は、県内のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、自主防災組織の結成、住居(昭和56年以前建築)の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組みが促進されるよう留意するものとする。

また、県、市等は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮するものとする。

1 津波への対応

県で実施した津波被害想定調査の結果、太平洋沿岸だけでなく瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取組みが重要となる。

3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生(1707年宝永地震)したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例(1854年安政東海地震・安政南海地震)、約2年間の間隔をおいて発生した事例(1944年東南海地震・1946年南海地震)などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、県や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生するなどの

おそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

(香川県地域防災計画抜粋)

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

2 整備方針等

(1) 施設等の整備に当たっては、その施設等の必要性および緊急度に従い年次計画を作成し、その計画に沿って実施するものとする。

特に、県および市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。

(2) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により、相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとする。

3 整備目標

◇ 施設の整備等についての目標

① 避難場所

○ 市は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

② 避難経路

○ 県は、避難経路となる道路として平成32年度までに2路線の整備を進める。市町は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

③ 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

○ 市町等は、消防本部及び消防署（出張所）のうち、耐震改修が必要または津波対策の観点から移転が必要である庁舎を平成32年度までに解消する。

○ 市町等は消防救急無線について、平成28年度までに完全デジタル化へ移行する。

○ 市町等は、消防(局)本部の指令センターを平成28年度までに高機能指令センターとする。

④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

○ 県は、中山間地域総合整備事業で計画している農業集落道を平成32年度までに4路線整備する。

○ 市町は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

⑤ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路もしくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物

○ 市町は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

⑥ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設

○ 県は、緊急輸送を確保するために必要な道路として平成32年度までに12路線の整備を進める。

- 県は、災害応急対策活動に必要な橋梁耐震化対策として平成32年度までに6箇所整備する。
- 県は、道路防災点検の結果による要対策箇所のうち、計画期間内での事業実施の可能性に配慮し、緊急性の高い箇所から平成32年度までに2箇所整備する。
- 県は、緊急輸送を確保するために必要な交通管制施設について、平成32年度までに交通監視カメラ、交通情報板、自動起動式信号機電源付加装置をそれぞれ6基整備する。
- 市町は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。
- ⑦ 共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
 - 県は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を平成32年度までに4箇所整備する。市町は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。
- ⑧ 津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設または津波防護施設
 - 県および市町は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。
- ⑨ 砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上必要なもの
 - 県は、避難経路や緊急輸送を確保するために必要な道路または人家の地震防災上必要なものとして、治山ダム等の保安施設を平成32年度までに82箇所整備する。
 - 県は、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上必要なものとして、平成32年度までに、砂防設備7箇所、急傾斜地崩壊防止施設2箇所を整備する。
- ⑩ 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの
 - 県は、貯水量10万 m^3 以上の大規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、平成29年度までに耐震化補強工事を完了する。
- ⑪ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点
 - 市町は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。
- ⑫ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握および住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - 市町は、J-ALERT自動起動装置の整備を平成27年度までに完了する。
- ⑬ 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設または設備
 - 市町は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の避難所の特性を考慮し、市町が必要と判断する井戸を整備するよう努める。
 - 県は、応急給水拠点施設となる浄水池、調整池などの浄水貯水施設の耐震化率を平成30年度までに100%とする。市町は、応急給水拠点となる配水池などの浄水貯水施設を整備するとともに、耐震化を図るよう努める。
 - 市町は、小・中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。
 - 県および市町は、南海トラフ地震の発生に備え、平成32年度までに、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより、非常用食糧の備蓄スペースを確保する。
- ⑭ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

- 県および市町は、南海トラフ地震の発生に備え、平成32年度までに、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースを確保する。
 - ⑮ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、および保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
 - 県および市町は、南海トラフ地震の発生に備え、平成32年度までに、応急的な措置に必要な設備や資機材を計画的に整備する。
 - ⑯ 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
 - 県は、坂出市番の州周辺の緩衝緑地について、適切に維持管理を行う。
- ◇ 地震防災上改築または補強を要するものについての目標
- ① 公的医療機関
 - 県および市町は、公的医療機関（公的病院及び公的診療所〈有床〉）の耐震化率を平成32年度までに100%とする。
 - ② 国および地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療・夜間診療を行っている病院または救急医療に係る高度の医療を提供している病院
 - 県および市町は、第二次救急医療機関の耐震化率を平成32年度までに100%とする。
 - ③ 社会福祉施設
 - 県および市町は、社会福祉施設の耐震化率を平成32年度までに90%とする。
 - ④ 公立の小学校，中学校，中等教育学校（前期課程のみに限る）または特別支援学校
 - 県および市町は、校舎，体育館等の耐震化率を平成27年度までに100%とする。
 - ⑤ その他不特定多数の者が利用する公的建造物
 - 県は、統廃合を検討中などあり方検討中の施設を除く県有施設の耐震化率を平成27年度までに100%とする。市町は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

[参考資料]

第10章 地震津波対策関係

第9節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

(香川県地域防災計画抜粋)

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)が、施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、国、県および市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査(以下、この節において「基礎調査」という。)を国や市町と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なもの(航空レーザ測量等)として国が実施する調査の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針(以下、この節において「基本指針」という。)」に基づき、津波浸水想定(津波により浸水するおそれのある土地の区域および浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表するものとする。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

【防災基本計画(平成23年12月修正)～抜粋～】

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先して、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上および海岸保全施設等の整備、避難場所・津波避難ビル等や避難路等の整備・確保などの警戒避難体制の整備などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。
- (3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により、十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

3の津波浸水想定等を踏まえて、市町は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域および津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

6 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾および漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾、漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、県および市はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾、漁港および下水道等の管理者は、地震の発生に備えて、それぞれが管理する内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県および市は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の整備等に努めるものとする。

7 海岸保全施設の整備等

本県には、瀬戸内海に面した延長約700kmに及ぶ海岸線があり、農林水産省(漁港、農地海岸)および国土交通省(港湾区域、その他の海岸)がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮および津波予防事業として、高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。

坂出市地域防災計画(総則)

平成28年4月修正

発行：坂出市防災会議

事務局：坂出市総務部職員課危機監理室

所在地 762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

電話 0877-44-5023

FAX 0877-44-5032

メール kikikanri@city.sakaide.lg.jp